

自立支援医療と 自立支援給付

【自立支援医療と 自立支援給付】

《自立支援医療》

○平成18年4月1日から始まっています。

更生医療※1（身体障害者福祉法）、育成医療※2（児童福祉法）、精神通院医療費※3（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）のそれぞれ内容や負担割合などの違う制度を一本化。
◆利用者負担が原則1割負担になります。ただし、所得等により上限額が決められています。（先月号掲載）

- ※1 身体障害者に対して、医療を給付することによりその障害を除去又は軽減し、日常生活能力又は職業能力を回復し獲得させることを目的として行われる医療。（心臓ペースメーカー埋め込み手術、人工骨とう取り付けなど）
- ※2 身体に障害のある児童に対し、生活能力を得るために必要な医療の給付または給付に替えて育成医療に要する費用の支給を行う制度
- ※3 精神疾患の治療のために通院している場合に、医療保険（国民健康保険、社会保険など）と公費で通院医療費を95%まで負担する制度

《自立支援給付》

○平成18年10月1日から

現在の支援費制度で利用できる居宅系サービスと施設系サービスの体系が変わります。

【訪問系サービス】在宅で訪問によるサービスを受けたり、施設などに通うことで受けられるサービスです。

◆ホームヘルプ、児童デイサービス、短期入所、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援

【日中活動】入所施設などで昼間の活動を支援するサービスです。

◆療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

【居住支援】入所施設などで住まいの場におけるサービスを行います。

◆共同生活介護（ケアホーム）、施設入所支援、共同生活援助（フ

ープホーム【サービスを使うためには】自立支援給付（障がい福祉サービス）を使うまでの流れは（図2）のとおりです。

図2

《申請の流れ》

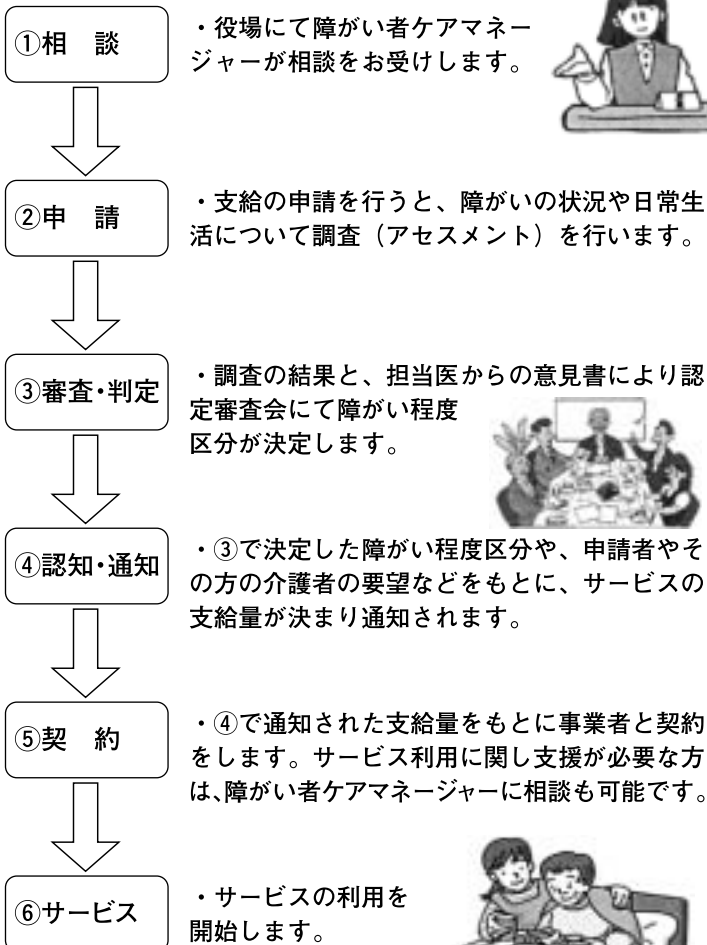


図1 《新たに始まるサービス》

- ・重度訪問介護…重度の障がいのある方へのホームヘルプサービス
- ・行動援護…知的及び精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するときや外出時に介護を行います。
- ・重度障害者等包括支援…介護が必要な程度が非常に高いと認められた人に、ホームヘルプなどのサービスを包括的に提供します。
- ・療養介護…医療の必要がある障がい者で常に介護を必要としている人に、医療機関で機能訓練や介護や世話などを行います。
- ・生活介護…常に介護が必要な障がい者に、施設で入浴や食事、排せつや創作的活動の機会を提供します。
- ・自立訓練…自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間に身体機能や生活能力向上のための支援を行います。
- ・就労移行支援…就労を希望する障がい者に、一定の期間に生産活動などの機会提供、知識や能力の向上のための行います。
- ・就労継続支援…通常雇用が困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会提供、知識や能力向上のため行います。
- ・共同生活介護…共同生活場所で入浴や排せつ、食事の介護（ケアホーム）などが受けられます。